

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十四年七月二十四日から同年十一月二十六日までに奈良県産業・雇用振興部商業振興課に到着するよう提出してください。

平成二十四年七月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）上新電機斑鳩店

所在地 生駒郡斑鳩町龍田西五丁目一二〇三番地ほか

二 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 中嶋 克彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 中嶋 克彦

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年三月十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、七八三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一二五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 八〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 九六平方メートル

廃棄物保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容積 二〇・二五立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十四年七月十二日

九 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課及び斑鳩町都市建設部観光産業課

十 縦覧期間

平成二十四年七月二十四日から同年十一月二十六日まで

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで。ただし、平成二十四年七月二十四日から同年九月七日

までの間の奈良県産業・雇用振興部商業振興課における縦覧については、午前八時三

十分から午後四時三十分まで